

より美しく
魅力ある札幌へ

札幌市屋外広告物条例の手引



札幌市建設局総務部道路管理課

はじめに

広告物は、さまざまな情報を提供し、街の賑わいや活気を演出するなど、経済活動や市民生活に欠かせないものです。しかし、広告物を無制限に放置すれば、街の良好な景観や風致を損ない、また、市民生活の安全性を阻害するおそれもあります。

札幌市では、政令指定都市に移行した昭和47年に「札幌市屋外広告物条例」を施行し、以降、幾たびかの制度の見直しを行いながら、札幌市内における屋外広告物について、必要な規制や指導を行ってまいりましたが、この度、「大通地区景観保全型広告整備地区」の新たな指定にあたり、本紙を改訂いたしました。

本冊子については、札幌市における屋外広告物の規制について、わかりやすくまとめたものです。本冊子を一読していただくことにより、屋外広告物への理解や関心を深めていただき、ひいては、屋外広告物の適正な設置・管理の一助になれば幸いです。



目 次

■ はじめに	■ 10m ² を超える広告物の管理者には資格が必要です	14
■ 屋外広告物とは	■ 全ての点検者は資格が必要です	14
■ 屋外広告物の掲出には許可が必要です	■ 継続申請時の安全点検と報告書の提出	15
■ 広告物の許可期間	■ 広告物の除却	15
■ 許可申請には手数料がかかります	■ 屋外広告業を営むためには登録を受けなければなりません	15
■ 広告物は地域、種類などにより、高さ、大きさ等の制限があります	■ 屋外広告業の登録を受けるためには申請が必要です	16
■ 広告物を掲出できない区域、場所があります	■ 登録申請には手数料がかかります	16
■ 広告物を掲出できない物件があります	■ 登録を受けた屋外広告業者の責務	17
■ 「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」を掲出することができない物件、場所があります	■ 登録の取消し又は営業の停止命令	17
■ 「禁止区域」でも掲出できる広告物があります	■ 許可の取消しと措置命令	17
■ 条例の規制の適用を受けない広告物があります	■ 報告及び検査	18
■ 掲出が禁止されている広告物	■ 違反広告物は除却されます	18
■ 地域の特色に応じた地区指定制度があります	■ 条例に違反すると処罰の対象になります	18
■ 札幌市地図情報サービス	■ 屋外広告物講習会	19
■ 広告物には管理者・点検者が必要です	■ 屋外広告物審議会が設置されています	19
	■ 広告物の掲出に関する関係法令等	19



屋外広告物とは(法2条)

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、具体的には広告板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札などをいい、個人や法人の名称、商品名や案内等の文字表示によるものから、商標、シンボルマークなどさまざまなものがあります。また、その内容は営利的又は公共的目的かなどの区別は問いません。

屋外広告物の掲出には許可が必要です(条例3条、4条、規則3条、4条)

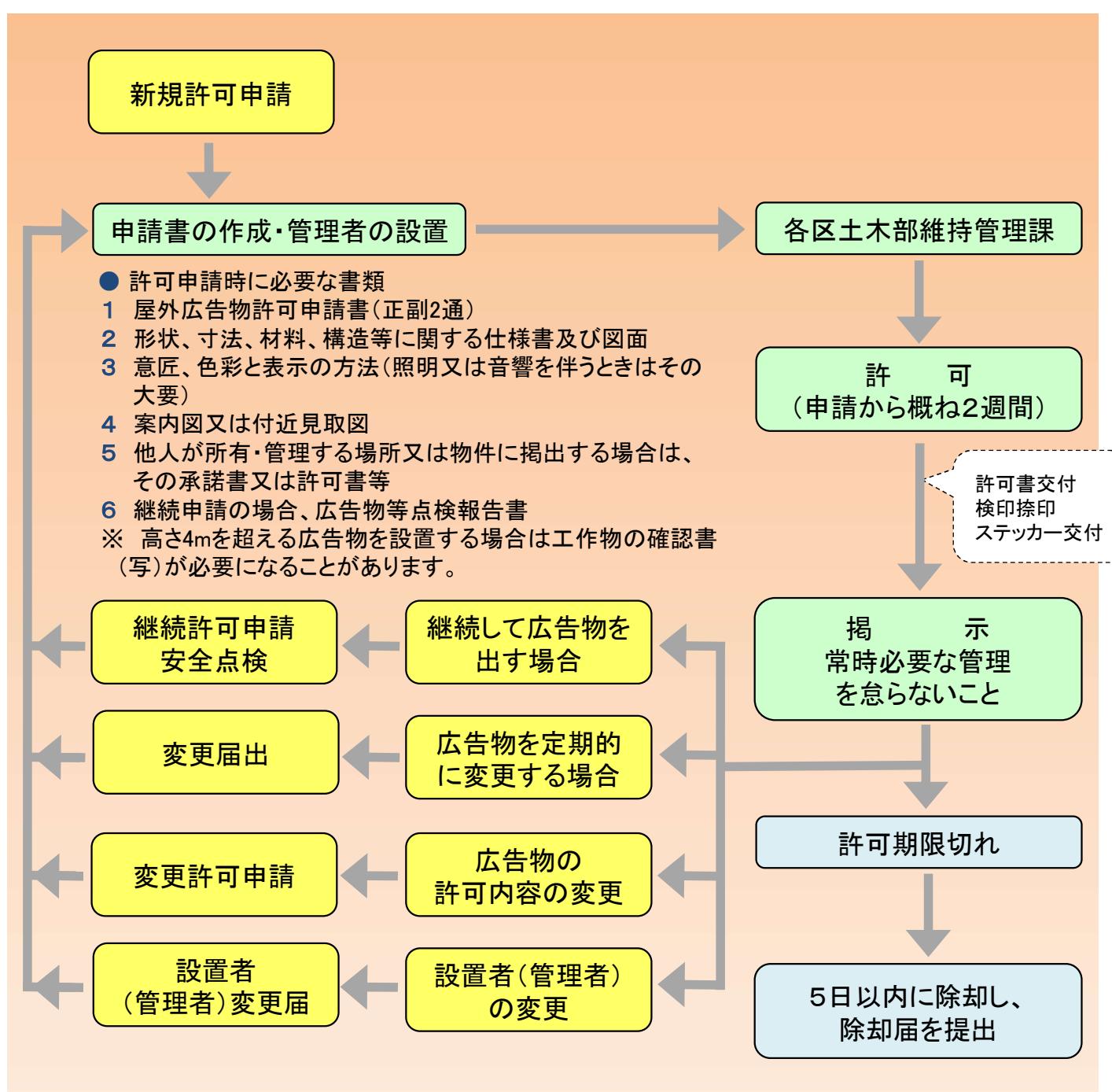
本市内で屋外広告物を掲出しようとする場合は、条例の適用を受けない広告物を除き、市長の許可を受けなければなりません。

■屋外広告物掲出の手順

屋外広告物の掲出にあたっては、下図の手続きが必要です。

■継続の許可申請

屋外広告物には、許可期間が定められています(P2参照)。この許可期間の満了後、さらに継続して広告物を掲出する場合は、許可期間満了の日までに継続の許可申請を行ってください。



● 広告物の許可期間 (条例3条、規則6条)

屋外広告物の許可は、広告物の種類、用途によって許可期間が定められています。

■ 許可の期間

- 1 はり紙、はり札、アーチ式広告、アドバルーン広告……………15日以内
- 2 立看板、宣伝車、広告旗及び広告網……………1月以内
- 3 車体利用広告、柱状広告物、広告幕及び広告内容を定期的に変更するもの(1と2に掲げるものを除く)……………1年以内
- 4 1、2、3に掲げる広告物以外の広告物……………3年以内

※「広告内容を定期的に変更するもの」とは、広告物の設置者(広告主)が変わらず、広告の盤面を1年以内に取り替えていくもの(映画館の広告、ポスター掲示板、新商品等の発売ごとに盤面の変わる広告など)及び電光板や映像を利用した広告物でその図柄や映像のパターンを1年以内に変更していくものをいいます。

● 許可申請には手数料がかかります (条例12条、条例別表1)

■ 許可申請と手数料

屋外広告物の許可申請には、一定の手数料を納付しなければなりません。この手数料は広告物の種類により異なり、それぞれ単価が定められています。

■ 許可申請手数料の額

区 分	許可申請手数料		摘要
	単 位	金 額	
1 広告板 広告塔 柱状広告 あんどん広告	照明装置のないもの 照明装置のあるもの	表示面積5平方メートルまでごとにつき	1,300円 1,900円
			「広告板」、「広告塔」、「柱状広告」及び「あんどん広告」とは、土地に固定して設置するもの及び建物その他の工作物又はこれら以外の物件(運行の用に供されている自動車、電車等を除く)に装置するもの並びにこれらに類するものをいう。
2 電 光 板	表示面積5平方メートルまでごとにつき	1,900円	「電光板」とは、電球を使用して、広告文字を移動させるもの又は図形を変化させるもの又はデジタルサイネージ等をいう。
3 立 看 板	1枚につき	850円	「立看板」とは、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に立て掛けるもの及びこれらに類するものをいう。
4 電 柱 広 告	1個につき	270円	「電柱広告」とは、電柱、街路灯柱又はこれらに類するものに表示するもの及びこれらを利用して装置するものをいう。
5 車体利用 広告	一部を利用するもの	1枚につき	380円
	全部を利用するもの	1台につき	10,800円
6 宣 伝 車	1台につき	1,800円	「宣伝車」とは、外面に広告を表示し、又は装置して、自己又は他人の営業宣伝を目的として移動する自動車をいう。
7 アーチ式 広告	照明装置のないもの 照明装置のあるもの	1基につき	3,600円
			5,200円
8 アドバルーン広告	1個につき	1,700円	「アドバルーン広告」とは、気球を利用して表示するものをいう。
9 広 告 網 広 告 旗 広 告 幕	1枚につき	700円	「広告網」及び「広告幕」とは、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に懸垂し、又は添加するもの及び電柱等を利用して空中に掲出するものをいう。 「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの(これを支える台を含む)をいう。
10 は り 紙 は り 札	100枚(100枚未満のとき、又は100枚未満の端数があるときは、100枚に切り上げる。)につき	600円	「はり紙」とは、紙製又はビニール製で、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に直接はり付けるものをいう。 「はり札」とは、木製、プラスチック製若しくは金属製のもの又はこれらのものに紙若しくは布をはり付けたもので、建物その他の工作物又はこれら以外の物件に紐、針金等でくくりつける等の方法で取り付けるものをいう。

【備考】申請する広告物が自家用広告物である場合は、その申請する広告物の合計表示面積から10m²を差し引いてから、本表により手数料の額を算定します。